

職員の職務に係る倫理の保持に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第9号

職員の職務に係る倫理の保持に関する条例の一部を改正する条例

職員の職務に係る倫理の保持に関する条例（平成13年岩手県条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義等)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 管理職員 <u>教育長</u>、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第26条第1項、医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第29号）第3条の3又は企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第32号）第3条の2の規定に基づき給料の特別調整額の支給を受ける職員、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員並びに医療局長及び企業局長をいう。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(定義等)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 管理職員 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第26条第1項、医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第29号）第3条の3又は企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第32号）第3条の2の規定に基づき給料の特別調整額の支給を受ける職員、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員並びに医療局長及び企業局長をいう。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職

する場合においては、この条例による改正後の職員の職務に係る倫理の保持に関する条例第2条第1項の規定は適用せず、この条例による改正前の職員の職務に係る倫理の保持に関する条例第2条第1項の規定は、なおその効力を有する。